

枚方市請負工事監督規程

平成 22 年 3 月 31 日

訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、法令及び枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、工事（小規模工事に関する契約規程（平成 23 年枚方市訓令第 7 号）第 2 条に規定する小規模工事を除く。以下同じ。）の請負契約に係る監督（規則第 51 条第 1 項に規定する監督をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督職員の指名)

第 2 条 規則第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定による監督職員（同条第 1 項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）の指名は、工事を施行する課の所属職員のうちから工事ごとに行うものとする。

(監督職員の責務)

第 3 条 監督職員は、工事が安全かつ適正に行われるように、工事の請負契約に係る監督に努めなければならない。

(監督職員の種類)

第 4 条 監督職員は、総括監督員と監督員とする。

(監督職員の業務)

第 5 条 総括監督員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 監督員が行う業務の総括
- (2) 関連する 2 以上の工事の工程等の調整
- (3) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事施行部長（工事を施行する課の属する部の長をいう。以下同じ。）又は工事施行課長（工事を施行する課の長をいう。以下同じ。）に対する報告

2 監督員は、現場の状況を把握し、法令等並びに工事請負契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 受注者又は受注者の現場代理人に対する契約の履行に関する指示、承諾又は協議
- (2) 工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 工程の管理、工事の立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- (4) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合の指示

(監督職員の報告義務)

第 6 条 監督職員は、前条に規定する業務の実施状況について、必要に応じ、工事施行課長に報告しなければならない。

(監督の技術基準)

第7条 工事の請負契約に係る監督に際して必要な技術基準は、検査主管課長が別に定めるものとする。

- 2 工事施行課長は、工事内容等により前項の規定により定めた技術基準を適用させることができないと認めるときは、検査主管課長の承認を得て、必要な基準を作成することができる。

(施工体制の点検)

第8条 監督職員は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない工事の施工体制について、点検を行うものとする。この場合において、当該点検の結果、不適切と認められる事項があったときは、監督職員は、是正等の指導その他必要な措置を講じるとともに、工事施行課長に報告するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の点検について必要な事項は、検査主管課長が別に定める。

(監督に関する書類)

第9条 監督員は、別に定める工事監督書類を整備しなければならない。ただし、契約金額が500万円未満の工事について整備する書類は、検査主管課長が別に定めるところによるものとする。

(監督記録)

第10条 監督員は、別に定める監督記録に監督上必要な事項を記録するものとする。

(事故等に対する措置)

第11条 監督員は、工事の施行中に事故等が発生した場合は、速やかに、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 受注者に対し、とるべき応急措置を指示すること。
- (2) 総括監督員を経て、工事施行課長に別に定める事故(災害)報告書を提出すること。
- (3) 契約主管課長及び検査主管課長に前号の事故(災害)報告書の写しを提出すること。

(監督の結果)

第12条 監督職員は、監督の結果について工事施行部長又は工事施行課長と緊密に連絡を取るとともに、工事施行部長又は工事施行課長の要求に応じ、又は随時に監督の結果を報告しなければならない。

- 2 工事施行課長は、必要と認めるとき又は契約主管課長の要求があったときは、監督の結果を契約主管課長に報告しなければならない。

(事前検査の実施)

第13条 監督職員は、工事の受注者から完成通知書、部分完成通知書又は既済部分検査請求書が提出される時までに、契約図書に基づき、工事の目的物又は既済部分の構造、寸

法、数量及び現場関係資料について事前検査を実施するものとする。

- 2 監督員は、部分完成通知書又は既済部分検査請求書の提出があったときは、別に定める既済部分工事出来高調書を作成し、総括監督員を経て、検査（規則第 51 条第 1 項に規定する検査をいう。以下同じ。）の準備が整ったことを工事施行課長に報告するものとする。

（検査の立会い）

第 14 条 監督職員は、検査職員の行う検査に立ち会うとともに、工事の受注者に的確な指示を与えるものとする。

- 2 監督職員は、前項の規定による立会いに際し、検査職員に必要な資料等を提示するものとする。

（工事成績の評定）

第 15 条 監督職員は、工事が完了したときに行う検査に係る第 13 条第 1 項の事前検査を実施したときは、市長が特に必要がないと認めた場合を除き、工事成績の評定を行わなければならない。

（補則）

第 16 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 23 年 3 月 31 日訓令第 5 号〕

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 25 年 3 月 28 日訓令第 4 号〕

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 3 年 3 月 31 日公布〕

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。